

## 第 3 章 全体構想（分野別方針）

I. 土地利用の基本方針

II. 交通体系の基本方針

# I. 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、将来都市構造を踏まえ、既存市街地や産業用地、郊外の既存集落などの都市的土地利用の維持・充実や新たな創出に係る方針とともに、農地や里山などの自然的土地利用の管理・保全・活用の方針を位置付けます。

## (1) 基本方針

区域区分に基づくメリハリのある土地利用の誘導

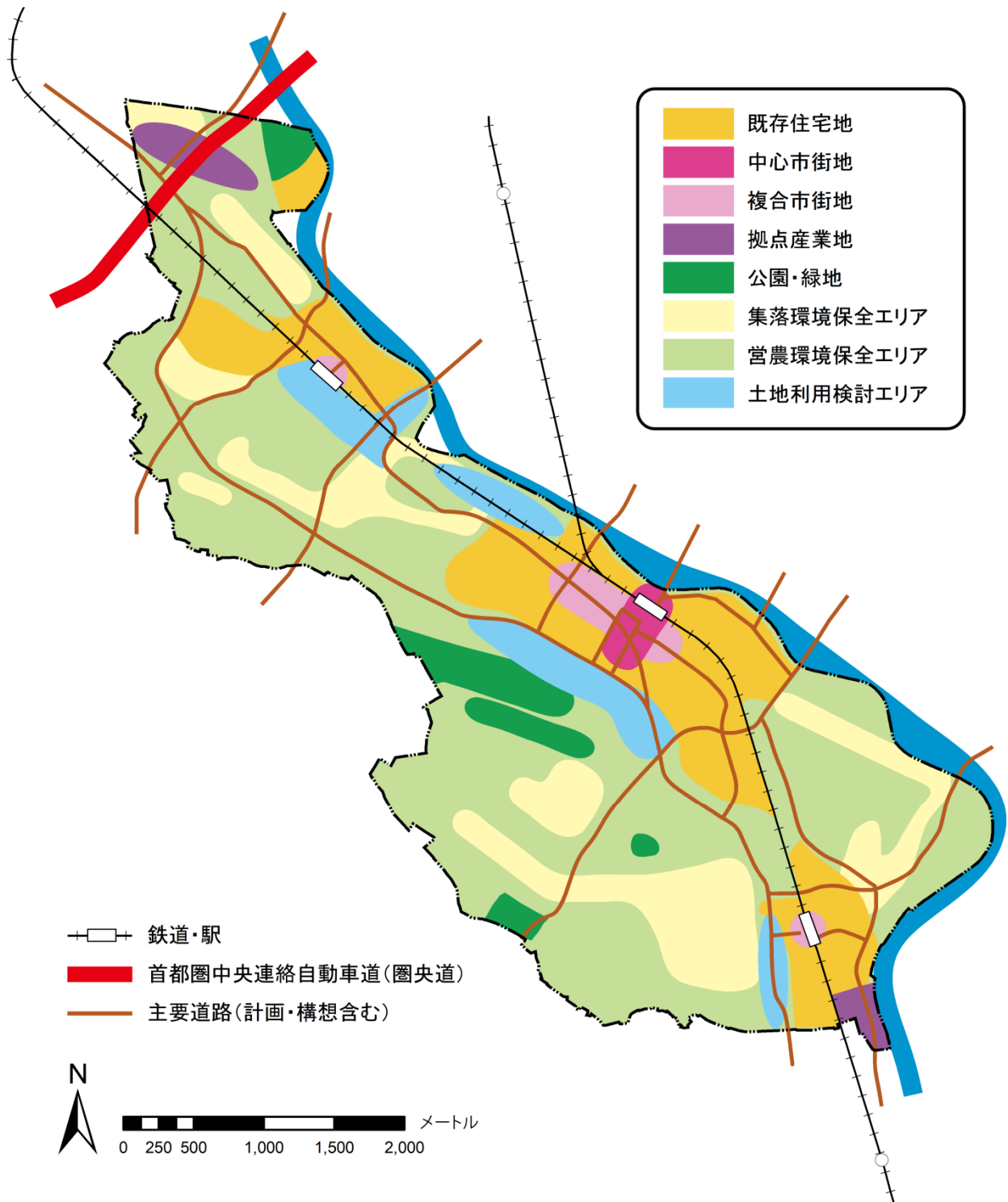
まちの活力創出に資する新たな土地利用の計画的な誘導

“農”を支える自然環境の管理・保全・活用

## (2) 土地利用別方針

名 称	役 割
既存住宅地	☑ 鉄道駅周辺や一部郊外に整備されている既存住宅地については、建築協定や地区計画などの積極的な活用を図りながら、適切な管理による住宅地の“質”の維持・向上を推進します。
中心市街地	☑ 東武動物公園駅前の中心市街地については、商業・業務、行政、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、利便性向上に向けた駅前広場や道路等の基盤整備を推進します。
複合市街地	☑ 中心市街地の都市機能を補完し、周辺住民の生活を支える駅周辺の複合市街地については、居住地に近い身近な商業・サービス機能の維持・充実を推進します。
拠点産業地	☑ 和戸横町土地区画整理事業区域については、交通利便性を活かした新たな工業団地の整備を推進します。東武鉄道春日部操車場周辺については、引き続き適正な管理を促進します。
公園・緑地	☑ 生活に潤いを与える公園・緑地については、自然や農地とのふれあい機能やスポーツ・レクリエーション機能の適正管理と充実を図ります。
集落環境保全エリア	☑ 市街化調整区域の既存集落地については、周辺環境との調和を前提としながら、集落環境の形成・改善に資する一体的な取組みを推進します。
営農環境保全エリア	☑ 市街化調整区域における農業振興地域の農用地区域については、本町の農業生産を支える場として、農業振興方策との連携を図りながら、適切な管理・保全を図ります。
土地利用検討エリア	☑ 市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討します。

(3) 土地利用方針図



## Ⅱ. 交通体系の基本方針

交通体系の基本方針では、将来都市構造を踏まえ、より利便性の高い道路ネットワークの整備方針とともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築に係る方針について位置付けます。

### (1) 本町の道路網

都市計画道路		構想道路	
1	首都圏中央連絡自動車道	①	都) 春日部久喜線の延伸
2	万願寺橋通り線	②	都) 新橋通り線の延伸(春日部市方面)
3	新河原橋通り線	③	仮) 和戸駅西口通り線 都) 野牛宮代線の延伸
4	東武動物公園駅東口通り線	④	都) 万願寺橋通り線の延伸 都) 白岡宮代線の延伸
9	備中岐橋通り線	⑤	町道第259号線の延伸
10	本郷橋通り線		
11	国納橋通り線		
12	和戸駅東口通り線		
13	宮代通り線		
14	東武動物公園駅西口通り線		
15	百間通り線		
16	姫宮駅西口通り線		
17	姫宮駅東口通り線		
18	仲洲嶋橋通り線		
19	東武動物公園駅西口駅前通り線		
20	中央通り線		
21	東武動物公園駅東口駅前広場		
22	和戸駅東口駅前広場		
23	姫宮駅東口駅前広場		

(2) 道路網の整備方針図

